

訴 状



平成26年9月24日

山形地方裁判所 御中

原 告 和 多 田 惇

〒998-0013 山形県酒田市東泉町4丁目13番の16号（送達場所）

原 告 和 多 田 惇

電 話

F A X

〒990-2413 山形県山形市南原町一丁目14番51号

被 告 一般社団法人山形県中小企業診断協会

上記 代表者代表理事 五十嵐幸枝

社員総会決議取消請求及び損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金 210万円

貼用印紙額 金 1万6000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告社団法人の平成26年6月28日付けの定時社員総会における五十嵐幸枝，菅井一雅，大沼彰，山口幸弘，渡部一彦を理事に選任する旨の決議を取り消す。
- 2 被告は，原告に対し，損害賠償金50万円を支払え
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 第2項につき仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

- 1 原告は、被告社団法人の社員である（甲第1号証及び同2号証）。
- 2 被告社団法人は、理事会設置法人及び監事設置法人の一般社団法人である（甲第3号証及び同4号証）。
- 3 平成26年6月28日現在の被告社団法人の議決権を有する社員
の数は25名、総議決権数は25個であり（甲第1号証及び同5号証）、
原告は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法」と
いう。）に定める社員提案権（法第43条2項）を有している。

ただし、社員の数については、被告が公表の社員（会員）名簿は平成26年6月27日現在のものであり、同年6月28日に社員2名（小屋寛 及び 鈴木武浩）が社員を脱退している（甲第5号証）。

- 4 原告は、原告が有している前項の社員提案権及び議案提案権（法第43条2項前段）に基づき、社員総会の6週間以上前の平成26年4月8日に配達証明付き内容証明郵便物を被告宛て送達し、被告に対して下記に掲げる請求及び提案の意思表示を行った。

(1) 「定款の変更の件」の議案提案を行っているので、社員総会目的に「定款変更の件」の目的事項を加えること（甲第6号証及び同7号証）。

(2) 理事選出方法に関する「定款の変更の件」の議案提案を行ったので総会議題とすること（甲第6号証及び同7号証）

(3) 原告は、社員総会理事立候補の意思表示を行った。理事被選出者として理事選出対象名簿に記載することを求める（甲第8号証及び同9号証）。

(4) 原告は、法第41条1項に基づき、前掲（2）及び（3）の事項につき、議案の要領を社員に通知することを求める（甲第6号証及び8号証）。

- 5 理事の選任は、社員総会の決議によって選任することとなっている（法第63条1項）。理事立候補も含め理事の選解任権は、一元的に社員総会に委ねられている。理事への立候補及び就任に制限を加えることができるのは、特別の条件のみであり（法第65条）、通常の場合には理事の年齢を制限することも含め、立候補条件に制限を加えるこ

とはできない。ましてや社員総会に委ねられている選解任権に対して理事会決議により制限を加えることは許されず、理事会の越権行為となる。

しかるに被告理事会は、平成26年2月12日の理事会において、被告法人の内規扱いで、理事の年齢に制限を加えることで決議したとしている（甲第10号証第2号案件）。被告理事会での決定事項については、理事会議事録記載に不備があり、当該議事録（甲第10号証）を見るだけでは、決定内容は分からないが、その後、同年3月21日の電子メール（甲第11号証）では、理事の公募（被告が使っている「公募」なる用語は、「理事立候補の申し出の受付」の意味と推察される。）を要綱に従って行うとし、「役員公募要領」なるもの（甲第12号証）を電子メールの添付書類として通知した。

さらに、平成26年4月26日の理事会の議事録（甲第13号証）によれば、理事の立候補に関し、被告は、平成26年4月8日付けで原告の立候補に関する内容証明書受け取った。そのため「会員全員への機会公正を期することを目的として改めて公募を行う」ことを決議したとしている（甲第13号証の第4号議案）。

これら被告理事会からの理事の選任に関する一連の通知は、総会に一元的に委ねられている理事の選解任権に対して、被告理事会が特定の意図を以て選解任権に制限を加えるもので、違法な行為である。

6 原告は、社員が上記4—（1）ないし（4）に掲げる議題及び議案の申請及び提案を適法（法第43条2項，同44条，同45条）に行ったにもかかわらず、被告は、原告の請求及び提案に対する決定を行わず、またその理由も示さずに当該請求及び提案を無視した（甲第14号証）。

7 被告は理事会設置法人であることから、社員総会の招集につき、理事会が当該招集権限を持っている（法第38条2項）。理事会は、①開催の日時及び場所，②社員総会の目的事項（議題），③総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使（以下、「書面による議決権行使」という。）することができることとするときはその旨，及びその他の事項を決議により決定した上で招集を行うこととなっており（法第38条1項及び2項），さらに上記①ないし③の事項は、社員

総会の招集通知を書面で行う場合は通知書に記載又は記録しなければならない（法第39条2項2号）。

被告理事会は、平成26年4月26日の理事会において、定時社員総会の招集に関する決議として、定時社員総会の開催日を平成26年6月21日午後5時から開催すると決議した（甲第13号証の3号議案）。しかし、その決議事実は社員に知らされなかった。同決議の1カ月5日経った同26年5月31日に、再び被告理事会は「その他報告事項」として平成26年6月28日16時から定時社員総会を開催するとして、同4月26日の決定内容とは異なる内容を理事会に報告した（甲第14号証の議事—その他報告事項）。当該理事会議事録では「決議」ではなく「報告事項」となっているので総会開催日の変更の経過が曖昧である。5月31日の被告理事会の報告内容では、上記①の日時及び開催の場所を決定したのみで、他の②及び③の事項は決定しなかった。さらに被告理事会は、総会の議案となる筈の「役員を選出の件」の議題につき、候補者名その他の議案の概要を確定しなかった（甲第14号証）。

8 しかし被告は、被告理事会からの事項には、理事会で決議を必要とする前掲7に掲げる事項の決議を行っていないにもかかわらず、社員総会招集通知書及び書面による議決権行使の書類を交付した。「役員改選に関する件」の議題の候補者名については「別紙のとおり」としながら、その「別紙」なる書類は交付せず、招集通知、社員総会参考書類又は議決権行使書面のいずれにもそれに相当する事項の通知又は記載がなく、議決権を行使できる条件を満たしていなかった（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（以下、「法規則」という。）4条各号、同5条および同7条）（甲第15号証）。

9 被告は、社員総会招集通知に議決権行使のための必要事項を記載しなければならない（法第39条1項、2項、法規則5条各号及び同7条）のに、上記4の（1）ないし（4）の原告提案の当該議題及び議案を招集通知、社員総会参考書類及び議決権行使書面から除外する違法行為を行った。それにより原告は、社員提案権（法第43条2項）を実行することの権益を失った。

10 社員の議決権行使の取扱い方については、定款に別段の定めがな

いので、社員は、平等に1議案ごとに各1個の議決権を有する（法第48条1項）。さらに法は累積投票制度を規定していないので、役員選出の議案の単位については、各候補者ごとに1議案として扱わなければならない。その理由は、理事の選解任権は、一元的に社員総会に委ねられており、その選解任権を持つ社員は1理事ごとにその実行がなされなければ社員の選解任権の公平性は保たれない。

- 1 1 しかるに、被告から社員に交付された「書面による議決権行使」のための社員総会参考書類及び議決権行使書面には、「役員改選に関する件」の提案議案となっているものの、当該内容物となる立候補者名部分については「別紙の通り」としながら、当該「別紙」は交付されておらず、立候補者名は不明である。従って1候補1議決権の原則を守ることはできず、投票は理事選出の自由を奪われた形で、一括投票を行うしか方法がない。従って、当該書面による議決権行使のための必要要件は満たしておらず、書面議決権による投票は無効である（甲第15号証）。
- 1 2 仮に累積投票が許されるとして当該議案に対する一括投票を行った場合、定款は、理事の数を3人以上6人以内と定めているので、理事会推薦の立候補者のほかに、他に立候補があった分も加えた全立候補者が6人以内であれば、個別の立候補者を明示していない場合でも、議決権行使が統一的になされている限り、一括投票の正当性は容認され得る。
- 1 3 しかし、平成26年6月27日（総会開催日の前日）に、被告は、「(一社)山形県中小企業診断協会」の名前で、社員全員に、次に掲げる文面の電子メールの送信を行った（甲第16号証）。

(1) メール文面概要

本日まで理事立候補者を公募したが、立候補者は和多田氏1名のみであった。ついては、第2号議案を事務局案として下記(2)、(3)を諮る。下記に掲げる(3)は、事務局案である(2)の代替案として総会(翌日)に諮る。

(2) (原案)

現行理事及び役員体制の継続

(3) (代替案)

和多田惇氏 立候補

(甲第17号証)

- 14 6月28日に代表理事五十嵐幸枝が議長に就任し、社員総会が開催された(甲第5号証)。
- 15 社員総会開始早々の時点で、原告は被告に緊急動議を行い、原告が総会開催日の6週間以上前に、総会のために上記4-(1)ないし(4)に掲げる請求及び提案を行ったことについての、被告及び同理事会での当該提出済み議題の取扱についての結果の発言を求めた。代表理事からは、上記4-(3)の理事立候補については今日の総会で取り上げていること、その他の請求及び提案については理事会として取り上げなかったと。その取り上げなかった理由は示さなかった。
- 16 原告からは、原告の提案は適法になされているので、提案を拒否することについての正当な理由は存在しないことを強く伝えた。これに対し、被告は異議のある部分については法廷で争うとして原告の主張を受け入れなかった。
- 17 第二号議案の「役員改選に関する件」の議事に入った。議長はこの段階で、総会招集通知書、社員総会参考書類及び議決権行使書面等の一式書類には含まれていなかった理事立候補者名が記載された標題「別紙」なる文書を、その場で初めて参加社員に交付した(甲第18号証)。
- 18 「別紙」(甲第18号証)に記載されている内容は、社員総会開催通知書の社員総会参考書類及び議決権行使書面に記載されていた当該議案(甲第15号証)とは異なった議案名となっていた。総会招集通知段階では「役員改選に関する件」とする一つの議案だったものが、配布されたその「別紙」に記載の議案では、①「(案1)従前体制の維持」の議案、②「(案2)立候補に関する件」を議案とする二つの議案に分割されていた。①の議案には、一連の総会招集手続の中で、理事会が推薦する5人の立候補者名(平成25年度理事全員)がこの時点で初めて明らかになった。現理事ら全員が自らを推薦した立候補名簿であった。②の「(案2)立候補に関する件」の議案は、立候補者(原告)和多田惇のみを対象とする議案であった。これらの議

案及び議題の取扱いについては、上記6の理事会の決定とは異なる内容が議案として提案されていた。しかも議案に対する社員の投票は、①（案1）又は②（案2）のいずれかを選択して1回のみ投票する方式を取ったことから、①に投票したものは5候補者に計5回投票したことになり、（案2）に投票したものは1候補者に計1回のみの投票回数となり、1候補者に対して1議決権の原則が守られず、不平等な議決権に基づく投票となった。さらに、書面による表決時の選任対象立候補者は、総会提出時の「別紙」記載された理事会推薦の5名の立候補者のみを選出対象者として、一括投票を行っていることがこの時点で判明した（甲第18号証）。

- 19 上記の議決権の取扱いは明らかに不公平なものである。「事前書面表決」は公職選挙法上の「期日前投票」に等しいので、上記の被告が行う議決の方法を、公職選挙法に基づく国会議員選挙、市町村議会議員選挙などの例に当てはめて、事前投票制度を行った場合と比較して考えてみる。

つまり、選挙人は投票期日前に立候補者名が誰か分からなかったので、期日前投票所に行けば分かると考え、投票所に行ったが、投票所には具体的な立候補者名簿が示されておらず、しかもその立候補者数も分からなかったが、とにかく投票してほしいということで、選挙人は立候補者全員を対象とした一回の一括投票を行った。誰に投票したかが分からずに、1選挙人が一回の投票で5票を投じたことになった。本番の選挙日当日には、投票所には、この段階で初めて理事会推薦の立候補者名簿①が貼られ、さらに新たに立候補があったとして、原告立候補分の名簿②が別に貼られ、投票者は名簿単位で①か②のどちらかの名簿に投票しなさいと命じた選挙に等しいこととなった。結果的に、名簿①に投票した人は5票を、名簿②に投票した人は1票を投じたことになり、前代未聞の投票制度となった。

- 20 書面表決を行う場合の表決方法につき、定款では「あらかじめ通知された事項」について書面表決を行うことができる（定款第18条1項）としているとしているので、被選出理事候補者名が明示されていない「あらかじめ通知されていない事項」については、書面表決は不可能である。書面表決段階と総会段階での役員選出について異なっ

た議決権の行使を行ったことで、法の下での公平性を欠く違反行為を行った。

- 2 1 原告が提案した上記4—(2)の「定款変更の件」の議案は。上記一連の問題点及び不公平等の取扱いを是正及び防止するために、理事選出についての新たな提案を行ったものであり、もし原告が提案した「定款変更の件」を社員総会の目的に加えて総会での議論がなされていれば、被告が行った総会招集の手続き開始から裁決に至るまでの一連の手続きにこれ程までの違法行為及び不公正な行為は起こらなかったはずである。
- 2 2 被告理事会がこれまで行った上記5から18までの一連の行動は、原告を含めた特定の人物並びに同人物からの請求及び提案を排除するために、一貫して法の下ではなし得ない行為を違法に行ったものである。
- 2 3 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査する義務を負い、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときはその調査結果を社員総会に報告する義務を負っているにもかかわらず（法第102条、197条）、監事からは総会招集の一連の取扱いについて総会に対して何らの報告がなく、監事はその義務を怠った（甲第5号証）。
- 2 4 本訴えの請求権ごとの請求の原因は、下記のとおりである。
 - (1) 社員総会決議取消請求の件
 - ア 被告は、原告に対し下記に掲げる行為を行った。
 - (ア) 招集手続又は決議の方法が法令及び定款に違反し、著しく不公正である（法第266条1項1号）。
 - (イ) 決議の内容が定款に違反した（法第266条1項2号）。
 - イ よって、原告は、法第266条1項に基づき請求の趣旨—1に記載のとおり判決を求めらる。
 - (2) 損害賠償請求の件
 - ア 原告は法に規定する社員総会のための議題提案権を有している（法44条本文）。
 - イ 社員総会は、法に規定する事項及び定款で定めた事項に限

- り、決議することができるとしている（法第35条2項）。
- ウ 被告社団法人の定款の定めでは、提案のあった「定款の変更」は、社員総会の決議事項となっている（定款第12条5項）。
- エ 原告は、被告に対し、総会での決議のための4—（2）の「定款変更の件」の議案提出を行っていることから、当該議案討議のために社員総会の目的に「定款変更の件」の議題を加えることを求めた（法第43条1項）。
- オ しかるに、被告法人理事らは、何らの理由を示さずに当該提案を議案から違法に除外した。
- カ 被告が原告からの議題及び議案の提案を取り上げないことについて正当な理由は存在しない。
- キ もし原告からの当該提案議案が総会議案として取り上げられて議事がなされていれば、上記（1）に掲げる事態は発生しなかった可能性が高く、当該議案が社員総会のための正式議題とされなかったことによる法的及び経済的な機会損失及び経済的損失は大きい。
- ク よって、原告は、民法第709条に基づき請求の趣旨—2に記載のと通りの判決を求める。

証 拠 方 法

- 1 甲第1号証 山形県中小企業診断協会社員（会員）名簿
- 2 甲第2号証 中小企業診断士登録証
- 3 甲第3号証 履歴事項全部証明書
- 4 甲第4号証 定款
- 5 甲第5号証 平成26年6月28日開催の定時社員総会議事録
- 6 甲第6号証 社員提案権に基づく議題及び議案提案書
- 7 甲第7号証 郵便物等配達証明書（甲第6号証分）
- 8 甲第8号証 原告の立候補届
- 9 甲第9号証 郵便物等配達証明書（甲第8号証分）

- 1 0 甲第 1 0 号証 平成 2 6 年 2 月 1 2 日開催の理事会議事録
- 1 1 甲第 1 1 号証 平成 2 6 年 3 月 2 1 日付け理事募集に関するメール
- 1 2 甲第 1 2 号証 甲第 1 1 号証添付の役員公募要領
- 1 3 甲第 1 3 号証 平成 2 6 年 4 月 2 6 日開催の理事会議事録
- 1 4 甲第 1 4 号証 平成 2 6 年 5 月 3 1 日開催の理事会議事録
- 1 5 甲第 1 5 号証 社員総会招集通知書
- 1 6 甲第 1 6 号証 平成 2 6 年 6 月 2 7 日付け 2 号議案に関するメール
- 1 7 甲第 1 7 号証 甲第 1 6 号証に添付の議案説明書
- 1 8 甲第 1 8 号証 平成 6 月 2 8 日交付の「別紙」

附 属 書 類

- 1 訴状副本 1 通
- 2 甲 1 ないし 1 8 号証 (写し) 各 1 通